

法務大臣 千葉 景子 殿
文部科学大臣 川端 達夫 殿
法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム 御中

法曹養成制度の検討への臨床法学教育学会からの提言

臨床法学教育学会理事会
理事長 宮川 成雄

(早稲田大学教授)

提言1 法科大学院カリキュラムにおける臨床教育科目の重視

法科大学院はプロセスとしての「法曹養成制度の中核」を担う教育機関と位置付けられている。それは、法科大学院が専門職大学院として理論教育だけでなく、実務教育をも担うことを要請されていることを意味する。臨床法学教育は、典型的には、現実の事案について法曹有資格教員の指導監督の下に、学生に法律サービスの提供に関わらせることにより、理論教育と実務教育を一体として実施する教育方法論である。このような臨床法学教育は、法律基本科目の理解の確実化と深化を促進し、実務基礎科目が狙いとする法実務の技能修得と法曹としての専門職倫理と価値観を涵養する上で、大きな効果があるものと評価されているところである。臨床教育科目は、法曹養成制度の検討に際して、法科大学院を「法曹養成制度の中核」たらしめるために、カリキュラムにおいて大きな比重を与えられるべきである。

提言2 臨床教育科目の選択必修化

法科大学院カリキュラムにおいて、臨床教育科目群として、リーガル・クリニック科目（学生が教員の指導監督のもとに現実の事案において法律サービスの提供に関わる科目）、エクスターンシップ科目（学生を法律事務所・企業法務部・行政機関・各種NGO等に派遣する科目）、及びシミュレーション科目（法曹技能のロールプレーや模擬裁判により法実務を経験的に修得する科目）等を選択必修科目として設置し、そこから一定数の単位取得を法科大学院修了の要件とする。

提言の理由：

はじめに—臨床法学教育学会の目的と活動内容—

臨床法学教育学会は、法科大学院において法曹教育に従事する研究者教員及び実務家教員等によって構成される学術団体であり、法科大学院教育の充実と発展に寄与することを目的として、2008年4月に設立された。現在の会員数は245名である。今回の貴ワーキングチームによる法曹養成制度の検討に際して、当学会のこれまでの臨床法学教育に関する研究蓄積を提供したく、本提言をまとめるものである。当学会は、法科大学院における理論教育と実務教育を一体的に実施する教育方法論としての臨床法学教育について、会員相互に教育経験を共有し、研究知見を交換蓄積するための活動として、学会年報『法曹養成と臨床教育』の発行、年次大会の開催、及び関係学術機関とシンポジウムやセミナーの共催等を行っている。

1. 法科大学院カリキュラムにおける臨床教育科目の重要性

専門職大学院の教育については、座学で学習した理論と技能を当該専門職が活動する実務環境において応用・検証することによって、理論の理解と技能の修得が深まることが広く認識されている。また、実務環境において当該専門職の援助を必要とする生身の市民に接する臨床方法論が、当該専門職に必要とされる倫理観や価値観の涵養に寄与することもまた、よく広く知られている。このことは法曹教育だけではなく、専門職教育として成熟度の高い医学教育にもあてはまる。医学部教育においては、臨床実習は医師国家試験受験前の教育課程の不可欠の部分として大きな位置を占めている。法曹養成に特化された専門職大学院としての法科大学院においも、理論教育と実務教育を一体的に実施する臨床教育科目は、カリキュラムにおいて重要な位置を占めるべきものである。学問の自由を享受する大学で法曹養成を行うための臨床法学教育が、単に実務の現状を先輩法曹から後輩に伝授することを目的とするものではなく、法実務の批判的改善と法理論の発展をもめざして実施されることは、法曹教育の国際的潮流となっている。アメリカでは、アメリカ法曹協会がロースクール認定基準において、臨床教育科目をロー

スクールが必ず設置すべき科目としている。カナダにおいては、司法修習に相当するロースクール卒業後の実務修習の課程があるにもかかわらず、ロースクールの臨床教育が重視され活発に実施されている。実務の改善と理論の発展を目指す臨床法学教育は、イギリスやオセアニア諸国、また中国や韓国においても近時顕著な法曹養成制度の改革に取り入れられている。

我が国でも、大学で実施する臨床法学教育は司法修習とは異なる存在意義を有するのであって、我が国の法科大学院は、国際的な法実務の変化に対応する実務能力を備えた法曹を、これら諸国に遜色することなく育てるために、理論と実務を一体的に教育する臨床教育科目を重視しなければならない。

2. 臨床教育科目の選択必修化

我が国の法科大学院教育は開始後6年を経過したに過ぎないが、臨床法学教育を実施する法科大学院は、その数、教育内容及び教育方法において急速に発展している。

臨床法学教育の典型的実施形態であるリーガル・クリニック科目は、これを①現実の事案について、②学生が教員の指導の下に事案処理に関与することがあり、③学生が直接に相談者若しくは依頼者又はその代理人に発問することが予定されている科目と定義した場合、全ての法科大学院74校の52.7%に相当する39校で、この教育形態が実施されている（早稲田大学臨床法学教育研究所2009年公表調査結果）。また、法科大学院に附設される法律事務所を有する法科大学院は17校に上る。

エクスターンシップ科目は、全74校からの回答が得られた調査ではないが、調査に回答した47校の87.2%にあたる41校がこの教育形態を実施している（法科大学院協会研究グループ2007年公表調査結果）。エクスターンシップは、従来からの司法修習の弁護修習に実施形態が近似しているゆえに、リーガル・クリニックよりも実施している大学が多いといえるが、各大学ともに派遣先での教育の質に大学の監督が及ぶように工夫を凝らしている。

シミュレーション科目も法科大学院で広く採用されている臨床法学教育の実施形態である。この教育形態は、「ローヤリング」などの科目名称で依頼人面接、証人尋問等の技法について、ロールプレーなどの手法を使った授業が展開されているだけでなく、個々の実務系科目の中に組み込まれて実施されていることが多い。また、シミュレーション科目については、名古屋大学を中心とするPSIM（サイム）プロジェクトが、授業におけるロールプレー映像等を記録し、データベース化して多数の法科大学院に教材として提供するなど、国際的にも最先端に位置付けられる試みが展開されている。

このように臨床法学教育は、着実に広く普及しつつあり、臨床教育科目を選択必修化するための法科大学院側の準備は進んでいるといえる。また、臨床教育科目が、理論理解の確実化と深化、実務技能の修得、及び専門職倫理・法曹の価値観の涵養において有効であることは、様々なシンポジウムや研究会で発言した法科大学院修了者によって指摘されている。このような理論教育と実務教育を結び付ける教育効果を、より多くの学生にもたらすことは、プロフェッショナル・スクールとしての法科大学院教育にとって極めて重要な役割である。現状では、大多数の法科大学院で、臨床教育科目が自由選択科目にとどまっており、この有効な教育手法が十分に生かされておらず、多くの学生が効果的な実務教育を受けることなく実務の現場に進むことを余儀なくされている。臨床教育科目群を選択必修化することによって、全ての法科大学院の学生に、法理論科目と有機的なつながりを持った効果的な法実務教育を受ける機会を、保障する必要がある。

以上、臨床法学教育学会による臨床法学教育に関する研究成果、及び当学会の会員の法科大学院における教育経験に基づいて、当学会理事会は、法科大学院が「法曹養成制度の中核」としてその本来の成果をあげるための必須の条件として、1) 法科大学院カリキュラムにおける臨床教育科目の重視、及び2) 臨床教育科目の選択必修化を提言する。

臨床法学教育学会理事名簿

理事長：宮川成雄(早稲田大学)

理事：上柳敏郎(東京大学)、加賀山茂(明治学院大学)、椛嶋裕之(弁護士)、亀井尚也(関西学院大学)、川嶋四郎(同志社大学)、後藤昭(一橋大学)、後藤弘子(千葉大学)、須網隆夫(早稲田大学)、菅原郁夫(名古屋大学)、四宮啓(國學院大學)、田中宏(弁護士)、二宮周平(立命館大学)、平林勝政(國學院大學)、松村和徳(岡山大学)、道あゆみ(弁護士)、宮澤節生(青山学院大学)、山口卓男(筑波大学)、山中至(熊本大学)、四ッ谷有喜(新潟大学)

監事：木村美隆(中央大学)、中村芳彦(法政大学)